

平成28年（2016年）8月3日

# 8月3日は司法書士の日です

日本司法書士会連合会

## <「司法書士の日」について>



明治5年（1872年）8月3日、太政官無号達で司法職務定制が定められ、「証書人・代書人・代言人」の3つの職能が誕生しました。証書人は現在の公証人、代書人は現在の司法書士、代言人は現在の弁護士にあたります。

司法書士の前身である代書人が誕生したこの日を記念日として制定することにより、司法書士一人ひとりがその社会的使命と職能の重要性を再認識し、将来に向かって市民の皆様からの期待に応え続けていくことを確認すると共に、市民の皆様に対し、司法書士制度の社会的意義を周知する機会とします。

当連合会では、平成22年6月の第72回定時総会における決議により、8月3日を「司法書士の日」として制定しております。

全国の司法書士会では、8月3日の「司法書士の日」を記念し、無料相談会や高校生を対象とした「一日司法書士」、大学生を対象としたインターンシップ、シンポジウム等を開催いたします。

「くらしの中の法律家」司法書士は、これからも様々な活動を通して、市民の皆様の権利擁護に寄与してまいります。